利府町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町は、合併処理浄化槽の適正な設置を促進し、公共用水域等の水質保全を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、利府町合併処理浄化槽設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、利府町補助金等交付規則（平成１３年利府町規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の意義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

（１）　浄化槽　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する浄化槽をいう。

（２）　既存単独処理浄化槽　浄化槽法の一部を改正する法律（平成１２年法律第１０６号）附則第２条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

（３）　合併処理浄化槽　浄化槽及び既存単独処理浄化槽（併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理するものに限る。）であって、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率９０パーセント以上、放流水のＢＯＤが１リットルにつき２０ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもので、法第４条第２項に規定する構造基準及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について（平成４年１０月３０日付け衛浄第３４号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知の別紙。以下「指針」という。）に適合するものをいう。

（４）　住宅　専ら居住の用に供する建物又は延床面積の２分の１以上を居住の用に供する建物をいう。

（５）　集会施設　町内会その他の住民組織が地域の拠点として設置し、地域住民の集会等コミュニティづくりの場の用に供する建物をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の規定により策定した事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域又は下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域において、住宅又は集会施設に合併処理浄化槽を設置する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

（１）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の規定による確認済証の交付を受けずに合併処理浄化槽を設置する者

（２）　販売又は賃借等の営利目的で、住宅に合併処理浄化槽を設置する者

（３）　住宅を借りている者で、当該住宅の所有者から合併処理浄化槽の設置についての承諾が得られないもの

（補助金の交付額）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、合併処理浄化槽の設置に要する経費とし、補助金の交付額は次の表に掲げる合併処理浄化槽の人槽区分ごとに定める額を限度とする。ただし、その額に、１００円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

合併処理浄化槽の 人　槽　区　分	補　助　限　度　額
５人槽	６５０，０００円又は合併処理浄化槽の設置に要する額のいずれか低い額
６人槽及び７人槽	７６０，０００円又は合併処理浄化槽の設置に要する額のいずれか低い額
８人槽以上	１，０５０，０００円又は合併処理浄化槽の設置に要する額のいずれか低い額

（交付の申請）

第５条　規則第３条第１項に規定する補助金等交付申請書は様式第１号によるものとし、合併処理浄化槽設置工事に着手する前に町長に提出しなければならない。

（申請書に添付すべき書類）

第６条　規則第３条第２項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）　事業計画書（様式第２号）

（２）　収支予算書（様式第３号）

（３）　建築確認通知書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し

（４）　設置場所の案内図

（５）　指針に適合することを証する書類

（６）　住宅を借りている者は、合併処理浄化槽の設置についての所有者の

承諾書

（７）　その他町長が必要と認める書類

（交付の条件）

第７条　規則第５条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（１）　補助事業の内容の変更をする場合は、様式第４号により町長の承認を受けること。

（２）　補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、様式第５号により町長の承認を受けること。

（３）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第８条　規則第１２条第１項に規定する補助事業等実績報告書は、様式第６号によるものとし、補助事業が完了した日から１月以内又は完了した日の属する年度の３月１０日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

２　規則第１２条第２項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）　事業成績書（様式第７号）

（２）　収支決算書（様式第８号）

（３）　浄化槽保守点検業者との間で締結した合併処理浄化槽の保守点検契約書の写し

（４）　浄化槽法定検査依頼書の写し

（５）　合併処理浄化槽の施工中の写真

（６）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第９条　補助金は、規則第１３条の規定による補助金の額の確定後に補助金を交付するものとする。

（書類の提出部数）

第１０条　この要綱により町長に提出する書類の部数は、各１部とする。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１３年８月２９日から施行し、平成１３年度以降の予算に係る補助金に適用する。

２　この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２０年４月３０日から施行し、平成２０年度予算に係る補助金に適用する。

（経過措置）

２　この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金を適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の利府町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、令和５年度以降の補助金について適用し、令和４年度分までの補助金については、なお従前の例による。

３　この要綱による改正前の利府町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定による諸様式で、取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新要綱の規定によるものとみなす。